

# 炭素税と地方自治体・国の役割 (Ver.1)

「環境・持続社会」研究センター (JACSES)

欧州の多くの国々が、地球温暖化防止のための環境税である炭素税を、すでに国レベルで導入している。日本では、現在は国も地方自治体も制度がないが、導入検討は進展している。地球温暖化問題は地球規模の環境問題だが、地域にCO<sub>2</sub>排出源があり、地方・国双方の取り組みが必要である。将来、地方自治体の制度と国の制度が併存することも想定しうる。炭素税に関する地方と国の役割分担のあり方に関し、以下、提案する。

## 【要旨】

1. 炭素税は、全国レベルの課税が重要だが、国税と地方税とのセットとすることも考えられる。それとは別に、地方自治体独自の炭素税の課税の可能性も検討に値する。また、電力に対する法定地方税も検討に値する。
2. 炭素税の税収については、その他の税の減税に充当する税収中立型を検討すべきである。税収を温暖化対策に充てる場合には、その中身を精査しなければならない。税収の一部は、地方分とすべきである。

## 【本文】

### 1. 課税面

<現状> 炭素税の導入に関し、環境省などは、基本的に国税としての導入検討を進めている。一方、北海道は、地方自治体として独自の炭素税を検討し、東京都は、全国ベースの地方税としての炭素税を検討している。

欧州のいくつかの国は、地球温暖化対策のための炭素税導入に際し、電力への課税を強化し、環境負荷の低い自然エネルギー（風力・太陽光・バイオマス・小規模水力等）による電力に対しては税の減免措置を講じ、大規模ダム発電や原子力発電にも同時に課税を強化しながら風力・太陽光・バイオマス・小規模水力発電などへのインセンティブを与えている。

図表：炭素税の検討状況

環境省	全国一律の国税として検討	2005 年 10 月に発表した制度案では、一般財源とするが、税収約 3700 億円の全額を森林整備を含む温暖化対策に充てるとした。
北海道	地方自治体独自の法定外税として検討	2002 年 3 月に発表した制度案では、用途を温暖化対策に特定する法定外目的税として導入。税収約 10 億 9 千万円を、CO <sub>2</sub> 排出削減のための新エネ・省エネ対策や、CO <sub>2</sub> 吸収源である森林の保護育成に充てるとした。
東京都	全国一律の地方税として検討	全国地方税と国税とを併課（地方が国税分も含め徴収し、国に払い込む） 全国地方税・国税の別個独立型 全国地方税のみ（場合に応じ、税収の一部を地方から国へ譲与する）の 3 つのモデルを挙げた。

<提案> 炭素税は、地球規模の問題である地球温暖化に日本全体として早急に取り組むべきであり、全国レベルの課税が適当だが、その場合、国税と地方税のセットとすることも選択肢とすべきである。

全国規模の炭素税の課税が遅れている現状では、早急に地球温暖化対策を進めるため、地方自治体が、独自の法定外税としての炭素税を導入する必要性も増大している。全国レベルの課税が導入された場合も、地方自治体が独自でより高率の炭素税を導入することも重要である。炭素税導入に際し、電力への課税を強化することも重要である。その場合、現在ある電源開発促進税の税率強化ではなく、消費税導入とともに廃止された電気税のような「電力に対する法定地方税」を新税として導入することも考えられる。その際、自然エネルギーへの減免措置を講ずることが重要である。

## 2. 使途面

- < 現状 > 欧州の炭素税は、税収を国税や社会保障掛け金の減税財源に充当している例が多い。環境省案は、炭素税の税収の全てを温暖化対策に充てるとし、その多くを森林保全に充てるとしている。北海道案も、使途を特定する法定外目的税として導入し、税収はCO<sub>2</sub>排出削減のための新エネ・省エネ対策やCO<sub>2</sub>吸収源である森林の保護・育成に充てるとした。環境省案は、温暖化対策のための譲与税として地方自治体への一部拠出をうたっている。一方、東京都は、全国規模での地方税とすることで、地方自治体が税収を確保することをうたっている。
- < 提案 > **炭素税は、温暖化政策の観点から使途は二次的であり、温暖化対策に税収を必ず充てると固定的に考えない方がよい。課税効果をしっかりと効かす高率化をはかりつつ、その税収をその他の税の減税に充てる税収中立型の制度を検討すべきである。これは、国税とする場合だけでなく、地方自治体が独自に導入した場合も同様であり、例えば炭素税を導入して住民税を下げた地方自治体は多くの住民にとって魅力的にうつる可能性もある。**
- 炭素税の税収を温暖化対策に充てる場合には、その税収が充てられる温暖化対策の効果を精査する仕組みの導入が必須である。同時に既存の温暖化対策予算の精査が重要である。**
- 炭素税の税収を森林予算に充てる場合、その温暖化防止効果を検証するとともに、既存の森林予算の精査及び森林環境税との関係の明確化を行うことが必要である。**
- 炭素税の税収の一定割合を地方分とすることが、地方分権と温暖化対策の推進の観点から重要である。その場合、国税を国庫支出金や地方譲与税として地方自治体にまわすだけではなく、国税と地方税のミックスとして導入することも選択肢とすべきである。**

当センターは、「持続可能な暮らし・経済社会の実現に向けた、公正・効果的な自治体・国の税財政改革推進」のために、調査研究・政策提言・普及啓発活動を行っています。

「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 【担当】： 足立

【住所】：〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32 興和広尾ビル 2 階

【TEL】：03-3447-9515 【FAX】：03-3447-9383 【E-mail】：adachi@jacses.org 【URL】：www.jacses.org